

岩手県監査委員告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年8月3日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
政策地域部市町村課	平成22年6月16日	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
政策地域部国体推進課	〃	樋下 正信 工藤 洋子
環境生活部青少年・男女共同参画課	〃	〃 〃
保健福祉部医師支援推進室	〃	〃 〃
農林水産部農産園芸課	〃	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
農林水産部森林保全課	〃	樋下 正信 工藤 洋子
県土整備部道路建設課	〃	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
県土整備部河川課	〃	樋下 正信 工藤 洋子
岩手県選挙管理委員会事務局	〃	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
岩手県人事委員会事務局	〃	〃 〃
岩手県監査委員事務局	〃	樋下 正信 工藤 洋子
岩手県労働委員会事務局	〃	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
岩手県海区漁業調整委員会事務局	〃	〃 〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

保健福祉部医師支援推進室 印刷物の作成等に当たり、需用費から支出すべきところ委託料から支出しているものが4件、905,575円あったので、適正な事務の執行に努められたい。